

## 会 議 録

会議の名称	第76回 西東京市都市計画審議会
開催日時	令和5年10月30日(月) 午後2時から午後5時まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階 会議室1
出席者	【委員】植松委員、内田委員、亀山委員、後藤委員、佐藤委員、下田委員、出戸委員、中村委員、納田委員、保谷委員、松川委員、村山委員 【西東京市】古厩まちづくり部長 (都市計画課) 門倉課長、紺野主査、諸角主任、丸野主事、石黒主事、福田主事
議 事	議 案 1 西東京市都市計画審議会会長の選出について 議 案 2 西東京都市計画生産緑地地区の変更について 報告事項 1 都市計画マスタープラン等の策定に係る検討状況について 報告事項 2 ひばりヶ丘駅北口地区における地区計画等の検討状況について
会議資料の名称	資料1-1 西東京都市計画生産緑地地区の変更(西東京市決定)(案) 資料1-2 令和5年度 西東京都市計画生産緑地地区の変更案の内容について 資料1-3 地区番号別変更概要 資料1-4 令和5年度 西東京都市計画生産緑地地区 都市計画変更予定箇所図 資料1-5 都市計画の策定の経緯の概要 資料 2 西東京市都市計画マスタープラン(原案) 資料3-1 まち歩き&ワークショップ及びアンケートについて 資料3-2 まちづくり・生産緑地の活用の方向性について 資料3-3 まちづくり瓦版 当日配布資料1 低層住宅地区における用途地域等の見直しについて
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○丸野主事： 開会の挨拶</p> <p>○古厩部長： 挨拶</p> <p style="text-align: center;">～新委員挨拶～</p> <p>○丸野主事： 議事内容の報告、会議資料の確認</p> <p>○古厩部長： 新しい会長の選出まで議事の進行を務めさせていただく。 (開会宣言) 本日は、河本委員、とみなが委員、中島委員、本田委員が所用のため欠席という報告を受けている。ただいまの出席委員12名ということで、西東京市都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。 議事に先立ち、本日の審議会の傍聴及び会議録の公開について各委員に意見を諮る。 (全会一致で傍聴及び会議録を公開とする。)</p> <p>○古厩部長： それでは議事に入る。本日は、委員任期の更新に伴う新しい会長の選出が議案第1号となっている。本審議会の会長については、条例により学識経験者の中から委員互選の方法で選出することとされている。このため、学識経験者の方に別室で協議いただき、その結果の報告を受けたいと思う。</p>	

(学識経験者 4 名が別室に移動し、協議)  
(審議会は休憩)

- 古厩部長： 審議を再開する。協議結果について、どなたか報告をお願いします。
- 保谷委員： 協議の結果、引き続き村山委員が選出された。
- 古厩部長： ただいま報告があったとおり、委員互選の結果、村山委員が会長に選出された。  
(村山委員 会長席に移動)
- 古厩部長： 会長より一言挨拶をいただき、以降の進行をお渡ししたいと思う。
- 村山会長： 就任挨拶
- 村山会長： それでは議事に入る前に、会長職務代理について提案させていただく。会長職務代理は、条例により、会長が審議会委員の中から指名することとされている。引き続き、佐藤委員を会長職務代理に指名したいと考えるが、委員の皆様いかがか。  
(全会一致で異議なし)
- 村山会長： 佐藤委員いかがか。
- 佐藤委員： お受けする。  
(職務代理席に移動)
- 佐藤職務代理： 就任挨拶
- 村山会長： 本日の進行について、報告事項 1 「都市計画マスタープラン等の策定に係る検討状況について」は、説明内容が多く、議論が集中することが予想される。このことから、報告事項 1 の議論に時間を割くため、報告事項 1 と報告事項 2 の順番を入れ替えて進行させていただく。  
それでは、議案第 2 号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」事務局に説明を求める。
- 門倉課長： 今回の西東京都市計画生産緑地地区の変更は、令和 4 年度に提出された買取申出及び公共施設等設置行為届出による計 33 地区、約 50,230㎡について、地区の一部又は全部を削除し、申請を受けた 1 地区、約 580㎡の追加を行うものである。(以下、資料 1 により説明)
- 村山会長： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 納田委員： 2 点確認させていただく。1 点目は新法 30 年経過の生産緑地地区の特定生産緑地への移行状況について、これまで農業委員会を含め制度周知など努力

されてきたと思うが、最終的な結果に対しどのように考えているのか伺う。

2点目は資料1-2について、買取申出の事由が同一の地区番号内で主たる従事者の死亡と新法30年経過が混在している地区があるが、その理由について伺う。

○門倉課長： 1点目について、2022年に生産緑地地区の指定期限経過により多くの買取申出が出ることが懸念されていた。結果として約10haほど特定生産緑地に指定されない地区が発生したが、市としては特定生産緑地指定対象の生産緑地地区のうち約90%を特定生産緑地に指定することができ、制度周知などに取り組んできた成果であると考えている。

2点目について、生産緑地地区としては同じ地区番号が振られているが、所有者が別の方であり、それぞれ異なる事由で買取申出が出されたということである。

○内田委員： 2点確認させていただく。1点目は、新法30年経過した地区で特定生産緑地に指定されていない約10haについて、今回約2ha買取申出による削除ということであるが、残りの約8haについては今後申請があるという認識でよいか伺う。

2点目は資料1-1の2ページについて、削除のみを行う位置及び区域の理由について「公共施設等の用地又は買取申出に伴う行為制限の解除により宅地等に転用され、生産緑地の機能を失った」と記載があるが、写真を見る限り30年経過のものについては必ずしも宅地に転用されているとは思えないがその内容について伺う。

○門倉課長： 1点目について、残りの約8haについては、市に買取申出が出されていない地区である。所有者が土地利用の方針を考えていくうえで必要に応じて市に買取申出が出されると考える。

2点目について、ご指摘の通り必ずしも宅地に転用されている訳ではない。「等」の部分に包括されるものとご理解いただきたい。

○村山会長： 資料1-3の31ページに記載の地区番号97について、今回解除する黄色に塗られている部分の他にも西東京都市計画道路3・4・11号線にかかっている農地がある。その部分については、まだ道路の整備が進んでいないため削除になっていないという認識でよいか伺う。

○門倉課長： 今回削除対象となっている黄色に塗られている部分については所有者の方との契約が終了した部分になる。その他の部分については契約行為がまだ行われていない部分である。

○村山会長： 他に質問、意見はないか。無いようであればこれで終了する。これより採決を行う。

議案第2号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」、案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いする。

挙手、全員と認める。よって本案は案のとおり決定する。

決定書の交付については、本審議会終了後に行うこととする。

続いて報告事項2「ひばりヶ丘駅北口地区における地区計画等の検討状況について」事務局に説明を求める。

- 門倉課長： 権利者等を対象として、まち歩き・ワークショップ及びアンケートを実施し、結果を踏まえたまちづくりのルールの方角性と生産緑地の活用方法を検討した。（以下、資料3により説明）
- 村山会長： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 内田委員： 2点確認させていただく。1点目は生産緑地の購入について、購入することは良いことだと考えるが、市で購入するに至った経緯を伺う。  
2点目は生産緑地の活用方法について、ワークショップを実施して活用方法に関する意見を聴取したということであったが、活用方法や用途を決めずに購入を決定したということか伺う。
- 門倉課長： 1点目について、平成16年度に策定したひばりヶ丘駅北口地区まちづくり基本構想において、当該生産緑地に関しては「まちの拠点となる空間」として、既存の緑地を活かす方向性を示している。この度、所有者の意向により特定生産緑地に指定しないことから、本基本構想の位置づけに基づいて市で購入をさせていただくこととした。  
2点目について、「緑の空間」という位置づけで購入したが、今回のワークショップは、活用方法や用途を限定せず、権利者の皆様等のご意見を伺うスタンスで開催した。
- 納田委員： 2点確認させていただく。1点目は購入する生産緑地から一番通り商店街への通り抜けについて、地元の方からも通り抜けを希望する声を伺っている。資料3-2の2生産緑地の活用の方角性に「東西ネットワーク」との記載があるが、これは追加で土地購入を行うことを想定した記載なのか伺う。  
2点目は内田委員の意見と重複するが、購入に至る経緯について、公園配置計画において公園空白地域と位置付けられていない土地を公園として購入することは問題ないのか伺う。
- 門倉課長： 1点目の東西のネットワーク確保について、公園の計画は地区計画とあわせた検討になることから、地区施設としてネットワークを位置付けることなど様々な選択肢が考えられる。土地購入はあくまで選択肢の一つであり、必ずしも購入を前提としているわけではない。今後、地区計画のルールを検討していく中で、地域の皆様と丁寧に議論を行いながら手法を検討していきたいと考えている。  
2点目の生産緑地の購入に至る経緯について、公園配置計画の公園空白地域ではないが、ひばりヶ丘駅北口地区まちづくり基本構想の位置づけをもとに購入を行うものである。
- 後藤委員： 今後のスケジュールについて伺う。

- 門倉課長： 9月に開催したワークショップを機に検討が始まったばかりの段階である。スケジュールについては、今後地域の皆様との合意形成を進める中でお示ししていきたいと考えている。
- 中村委員： 2点確認させていただく。1点目は、9月16日に行われたワークショップ参加者の属性について伺う。  
2点目は、公園として整備されることにより、多くの方が行き来することが予想されるが、西側にお住まいの方に対して説明などは行われているのか伺う。
- 門倉課長： 1点目のワークショップ参加者の属性については、権利者の方が12名。権利者以外の方が1名の計13名である。  
2点目については、アンケートなどでも公園に人が集まることに対して、心配の声もあるため、今後より丁寧に意見を伺いながら進めていきたいと考えている。
- 村山会長： これからの議論にはなると思うが、現在の地区計画の方向性は建物に関する記載が多いため、地区施設の位置づけなどについても検討していただきたい。
- 下田委員： 東側への通り抜け路については、どの程度の幅員を想定しているのか。
- 門倉課長： どのような形で通り抜けを確保するかも含め、今後お示しさせていただきたい。
- 佐藤委員： 資料3-2左下の図について、壁面後退（セットバック）を行うことで、高い建物を建てることは現行法でもできると考えるが、地区計画を適用しないとできないのか伺う。
- 門倉課長： 現況の道路の幅員が約4メートルと狭いため厳しい斜線制限と幅員による容積率の制限がかかってしまう。地区計画の中で壁面後退とあわせて斜線制限の緩和を定めることで、容積率についても現行法より有利な形で計画をすることができるようになる。
- 村山会長： 説明に補足させていただく。現行法でも道路から壁面後退をすると、多少斜線制限を緩和できるが、今回検討している地区計画は街並み誘導型と呼ばれる地区計画で良好な街並み形成、土地利用の促進を目的として、斜線制限の緩和だけでなく壁面後退にあわせて建物の高さ制限を定めることでルールを作り直すものである。
- 佐藤委員： 内容について理解した。追加で意見させていただく。資料3-2左下の図について、「現状」と「地区計画適用」の図の建物の大きさに差がありすぎるため、誤解を招く恐れがある。イメージ図であることはわかるが、誤解のない形で修正を検討すべきだと考える。

- 門倉課長： 図の修正について、検討させていただく。
- 村山会長： 引き続き、地域の方と丁寧に議論を進め、審議会への報告をお願いしたい。
- 村山会長： 続いて報告事項1「都市計画マスタープラン等の策定に係る検討状況について」事務局に説明を求める。質疑については、多くの質問、意見が予想されるため、序章から第4章と第5章・第6章の2つのパートに分け、一人一分程度で順に発言願いたい。
- 門倉課長： 都市計画マスタープラン等の策定に関し、原案の内容について報告する。  
(以下資料2により説明)
- 村山会長： 質疑に入る前に、本日欠席されている「都市計画マスタープラン等の検討に関する専門部会」の中島部会長から意見をいただいているため、私のほうで代読させていただく。
- 村山会長(代読)： これまで専門部会では、計画策定に向け、「現行の都市計画マスタープランで目指すまちづくりの達成状況」を踏まえつつ、「社会情勢」や、「土地利用などの基礎調査」、「オープンハウスをはじめとした市民意向等」について、事務局での検討内容を適宜報告してもらい、それらについて、専門的な知見から事務局側と議論し、検討してきた。  
特に議論の中でポイントとなったのが、新たに策定する立地適正化計画の活用についてである。従来の立地適正化計画制度は、高齢化や過疎化などの進行が懸念される地方都市などにおいて、今後想定される更なる人口減少などの課題に対応するため、居住機能や都市機能を集約し、コンパクトシティを形成するなど、持続可能なまちづくりを推進するため、国が創設した制度である。一方で西東京市は、人口密度が高く、駅などには比較的多くの都市機能が集約されていることから、西東京市の特性を踏まえた際、どのような立地適正化計画の活用が望ましいかなど、立地適正化の策定意義についても議論してきた。  
都市部の住宅都市である西東京市では、全都市街化区域であることを踏まえ、より質の高い住宅都市として今後も発展を続けるために、立地適正化計画の要素である居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定することを目指した。また、居住誘導区域については、農地の保全や防災性の向上などにも焦点を当て、より推進を図るべき箇所をゾーニングし示すとともに、防災指針で必要な対策を示すことで、よりよい住環境を目指すことに策定の意義があると、専門部会でも議論し、各委員と共有したところである。  
令和6年2月開催予定の都市計画審議会の諮問に向け、本日いただくご意見や今後実施するパブリックコメントなどでの意見も含めて、専門部会と事務局で最終調整をしたいと考えている。
- 村山会長： それでは、これより質疑に入る。序章から第4章について、質問、意見があれば発言願いたい。

- 植松委員： 防災の観点から見させてもらった。長期的な話になると思うが、道路や防災について多くの議論を重ね、都市計画マスタープランを作っていたいただいた方々に感謝したい。具体的な質問はない。
- 内田委員： 市内にいくつかある、工場や倉庫など音や匂いのする作業場は居住誘導区域を設定することで排除することにならないのか伺う。他都市で、宅地化が進んだことにより、周辺の住宅から宅地化前から操業している作業場に対して苦情があり、廃業せざるを得なくなったというものがあった。業務地区も大事にすべきではないかと考える。
- 亀山委員： 都市機能誘導区域の設定について、ひばりが丘団地や保谷駅、東伏見駅など東久留米市や練馬区との境にある民間の商業施設については、隣接の行政区域との連携も含めて効果的にできると良いと考える。
- 後藤委員： 大きな構想であり、大きなエネルギーを使って策定する計画であるため多くの方に理解していただきたいと考える。また、みどりを残すこと、道路の整備などを通して安心して歩くことができることなど、このような部分を伝えることができたらよいと考える。
- 下田委員： 今後農地が減少していくことが考えられるため、そのあたりの意識を高めていただきたい。また、駅前も大事であるが、大きな敷地が必要となるショッピングセンターやスーパーは、大きな道路沿いに建設されており、それによって生まれる活性化等についても検討してもらいたい。
- 出戸委員： 本計画については、緻密に検討されており、現実的な内容になっており、感心する。気候変動による豪雨対策について、今年6月の大雨でも道路の冠水等の被害が生じた。そのため、雨水対策に関する位置づけがもう少しあってもよいという印象を受けた。
- 中村委員： 第2章全体構想の15ページ③開かずの踏切解消に向けた検討について、ひばりヶ丘駅西側ひばりヶ丘1号付近や、田無駅東側西武柳沢4号付近の踏切の今後の方針について伺う。
- 納田委員： これまでの会議でも防災に関して意見を述べてきたが、検討に取り入れていただき感謝する。防災に関して2点確認させていただく。1点目は、第1章42ページについて、「①防災に備えた防災対策の充実」とのタイトルで記載があるが、内容が水害のみに対する記載であるため、②で記載されている火災の内容と合わせるなど書き方をもう一度検討していただきたい。  
2点目は、第2章全体構想の19ページ②幹線道路の整備による延焼遮断帯の形成について、災害リスクの高い泉町1丁目、2丁目の延焼遮断帯として重要なのは3・4・9号線であると考えているが、その記載がないため入れてもらいたい。
- 保谷委員： 居住誘導区域について、本日の午前中に農業振興計画の推進委員会が行われ、今後10年間の振興計画の策定について議論を行った。その中で、今後10

年間で農地が約140haから約90haに減少することが予測されるという話があり、居住誘導区域を設定する中で農地を保全していこうという趣旨が入るのは嬉しいことであるが、減少する農地について、都市計画としてどのように対応していくのか、計画における位置づけについて伺う。

○松川委員： 現在、ひばりが丘や保谷は住みたいまちとして数多く取り上げられており、最近では若い人の中で、西東京市で創業したいという方も増えてきている。そのため、長く西東京市内で働ける、創業できるといった取り組みも考えてもらいたい。また、人口が増え、宅地化が進むことにより、みどりや商店街が減少していることについての対策も今後課題になると考える。

○佐藤委員： 第1章の14ページ都市計画道路の整備状況の図について、道路自体は市内で完結せず、他市まで続いている道路もあるため、周辺市も含めて載せたほうがイメージしやすいと考える。また、拠点別構想のひばりが丘団地については、前回指摘したバスルートについて反映されているのが確認出来たが、その他、主だった変更箇所があれば説明してもらいたい。

○村山会長： 第4章までの内容で、追加で確認したい事項等があれば発言願いたい。

○納田委員： 第4章について、ショッピングセンターを誘導するといった記載があるが、商店街を大事にすることもまちの課題としているのにも関わらず、都市計画の中ではショッピングセンターなど大規模店舗を誘導していくことを前面に出しすぎではないか、そのあたりどのように整理されているのか伺う。

○村山会長： 事務局から回答願いたい。

○門倉課長： いただいた意見については、今後、計画書の内容を精査していく中で参考にさせていただく。

内田委員からいただいた、工場や倉庫など音や匂いのする作業場は居住誘導区域から排除することになるのかという質問について、まず、立地適正化計画の手引きの中では、工業専用地域は居住誘導区域に含めないとされており、本市の場合は工業専用地域がないのが現状である。ただし、その他の工業系の用途地域内では、住宅地などもあるため、そのような地域では、居住誘導区域に含めつつも周辺の住環境を踏まえた操業環境に配慮したまちづくりを進めていく。

○内田委員： それによるマイナス効果が出るのではないかと懸念する。

○村山会長： 西東京市の場合、町工場のある地域も居住誘導区域に含めているため、工場と住民の間で軋轢のようなものは出てくることはないのか伺う。

○古厩部長： 地方都市の立地適正化計画は居住誘導区域を絞るところが多い。一方で、本市は全域において住宅化が進んでいるが、本市における居住誘導区域を考える中では住宅を誘導するという視点だけでなく、住宅化を望まない除外地域をどのように考える必要があるかなどを検討してきた。結果、土砂災害特



別警戒区域と民間などの大規模な緑地に一定の制約をかけるという判断をしたが、それ以外は今までのまちづくりを継承しつつ、より良い住環境を目指していくというのが本市の居住誘導区域の本質である。そのあたりの説明の仕方だと考えており、軋轢ということにはならないと考えている。

○村山会長： 第2章に土地利用方針が示されており、9・10ページの⑤都市型産業基盤地区に周辺の住環境を踏まえた操業環境に配慮した産業施設等の集積を誘導するとある。立地適正化計画ではなく土地利用方針の中でカバーしていると考えられる。

○門倉課長： 出戸委員からいただいた豪雨対策については、第2章全体構想の14ページ下表に記載のある3・5・10号線が雨水対策の要となる路線であると考えているため、優先整備路線に位置付けることによって、豪雨対策の観点からも道路整備を進めていきたいと考えている。

中村委員からいただいたひばりヶ丘駅、田無駅の踏切の問題については、すぐに対策を行うことは難しいが、20年先の計画の策定にあたっては、連続立体交差事業などをはじめ踏切対策については、引き続き検討していく必要があると考えている。

納田委員からいただいた指摘等については、精査し、書き方など引き続き検討していきたいと考えている。

保谷委員からいただいた農地の保全については、第6章の計画の推進に向けての中で農の風景育成地区制度や地区計画農地保全条例などの活用検討など具体的な位置づけをしているため、今後各制度の活用検討・実現を図りながら農地保全に努めてきたいと考えている。

納田委員からいただいた誘導施設の設定に関する質問については、設定フローに基づいて検討していくと同時に、市民意見などを加味して設定する必要があると考えている。第4章の36ページから39ページに記載のある通り、高校生の意見でも駅前にはショッピングセンターが欲しいという意見等もいただいていることを踏まえ、誘導施設として設定した。このあたりに関しては計画策定後も引き続きご意見をいただきながら具体的な内容を検討していく必要があると考える。

○村山会長： 第4章の20ページ農地の減少について、専門部会の意見がまだ反映されていないのかもしれないが、「農地が身近にある住環境を維持するため、農地保全策を推進する」の記載に「新しい農地を創造する」を入れてもよいと考える。また、ショッピングセンターについては第4章の33ページ商業機能に「ショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した」と記載があるが、もう少し補足的な記載があると良いと考える。

○保谷委員： 第4章の42ページ(3)本市における誘導施設にて、「公民館・図書館」が地域分散型になっていない理由は、すでに建ってしまったからなのか伺う。

○古厩部長： 本市では、公共施設のあり方については同時並行で策定を進めている別の計画の中で配置方針などを検討している。そのため、都市計画マスタープラ

ンの中では特に規定せず、現時点では誘導施設には含めないとしている。

○村山会長： 続いて、第5章・第6章について、質問、意見があれば発言願いたい。

○植松委員： 第5章の30ページ（4）具体的な取組・スケジュールについて、本市は河川など巨大水利が地理的にないため、32ページの13）防災施設の計画的な整備の中の「備蓄倉庫など」の記載に、防火水槽などといった言葉を入れてもらいたい。

○内田委員： 第6章15ページ定量的な目標②について、特定生産緑地の指定面積割合が指標として記載されているが、他の指標と比べると設定しているトーンが違うため、緑被率や農地率といった数値にすべきと考える。

○亀山委員： 第5章29ページから31ページについて2点確認させていただく。1点目は、防災まちづくりの取組方針の洪水の中に、「河川改修など」と記載があるが、グリーンインフラという言葉はどこかに入れてもらいたい。  
2点目は、31ページに「グリーンインフラの活用の視点から」と記載があるが、緑地や農地だけでなく道路など新たに整備する部分でもその機能は追加できるため、そのような表現があると良いと考える。また、表の実施主体関係者の中に事業者がないが、事業者でも行える要素もあるため、それを推進できる表現ができると良いと考える。

○下田委員： 火災について、西東京市は道幅が狭く消防車が入りづらい地域があるため、そういった地域の見直しを検討してもらいたい。

○出戸委員： 先程伺った豪雨対策について、第5章の31ページの5）石神井川の流域治水対策の促進の中で、河川護岸整備とあわせて公共下水道についても整備していけると良いと考える。

○中村委員： 第6章16ページの2）都市機能誘導区域に関する定量的な目標値について、2点確認させていただく。1点目は、第4章の43ページにスーパーマーケットは保谷駅以外の5拠点で誘導型とする記載があるが、必ずしも駅前でもなくてもよいと考える。2点目は、第4章44ページに西東京市では1,000㎡を超えるものをスーパーマーケットとして位置付けると記載があるが、その考え方について伺う。

○納田委員： 第5章について2点確認させていただく。1点目は、防災指針全体について、西東京市の災害リスクは、水害に関しては石神井川の一号幹線整備によりリスクの回避に向かっていると考える。その中で考えるべきは木造住宅密集地域である。そのため、火災リスク・地震リスクを位置づけとして水害対策より前面に持ってくるべきと考える。

2点目は、第5章の10ページ総合危険度について、総合危険度と聞くと水害や地震災害を含めたリスクという風に捉えがちであるが、建物倒壊と火災の地震リスクの内容であるため、総合危険度を入れるのであれば誤解がないように記載を検討してもらいたい。

- 保谷委員： 豪雨の際、農地から土が流出しているという苦情が入ることがあるが、畑が雨水の吸収に貢献していることを理解してもらえれば、土の流出についても理解が深まり、苦情も減少すると考えられるため記載してもらいたい。
- 松川委員： 道路が狭く何か起こった際には大変だと感じることもある。また、自分たちが住んでいる地域の災害リスクについてどのように周知していくかが課題になると考える。
- 佐藤委員： 第6章13ページ届出制度について、第4章44ページに記載のある通り、ショッピングセンターとスーパーマーケットの定義となる施設が市内のどこにあるのかなど地図や資料が参考にあれば分かりやすいと考える。
- 村山会長： 事務局から回答願いたい。
- 門倉課長： 亀山委員からいただいたグリーンインフラについては、第2章20ページ⑦雨水対策の推進で記載しており、専門部会等でももう少し前面に出していくべきという意見をもらっているため、記載内容を検討していく。  
中村委員からいただいた、第4章44ページスーパーマーケットの1,000㎡については、東京都の大規模店舗の届出の対象面積などを踏まえ、基準を設定している。  
佐藤委員からいただいた、届出対象の分かる図や都市計画道路の広域な図などについては今後どのように取り入れることができるか検討していく。  
保谷委員からいただいた、農地の役割、機能についてはグリーンインフラを含めて周知できるような取組を検討していく。  
納田委員からいただいた、防災指針の火災や水害についての順番や総合危険度については、見出しを工夫するなどして対応していく。  
内田委員からいただいたみどりの関係の指標については、専門部会などで議論を進めるとともにみどり環境部で進めているみどりの基本計画の改定などの動向も踏まえ、引き続き検討していく。  
今後の参考となる意見も多数いただいたため、パブリックコメントに向け、内容を精査する。
- 村山会長： その他に質問、意見はないか。無いようであればこれで終了する。  
次に、次第の3「その他」について、事務局から何かあるか。
- 門倉課長： 当日配布資料「低層住宅地区における用途地域等の見直しについて」説明させていただく。次期都市計画マスタープラン等の記載内容を踏まえ、良好な住環境の誘導のため、低層住宅地区における用途地域等の見直しの検討を進めており、本審議会後、市内5か所で説明会を開催することとしたので報告する。説明会の内容を踏まえ、見直し方針の検討が進んだ段階で改めて報告させていただく。  
  
次回の審議会の日程については、来年2月頃の開催を予定しているが、内容や日程が決まり次第、改めてご連絡差し上げる。

○村山会長： 以上をもって本日の日程は全て終了した。条例第8条に規定する議事録については、作成を事務局に指示する。これをもって第76回都市計画審議会を閉会する。

以上